

川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針

(平成25年3月28日24川上総契第1257号)

川崎市上下水道事業管理者が競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときに落札者を決定するために行う調査に関し必要な事項を定める川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領の運用については、川崎市建設工事低入札価格調査運用指針の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針の廃止)

2 川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針(平成18年1月31日17川水総契第309号)は廃止する。